

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1-1 計画の目的・役割

守谷市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、

- ・守谷市に関係するすべての人たちと協力し、先人から受け継いだ清流と豊かな緑につつまれた自然環境並びに歴史と伝統を守っていく責務を果たす。
- ・現在及び将来の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受できる環境に発展させ、次の世代に継承する。

ことを趣旨として定められた「守谷市環境基本条例（以下「基本条例」という。）」第3条に示される4つの基本理念に沿って、基本条例第11条に基づいて策定するものです。

また、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民、事業者、市それぞれの環境に対する共通認識を形成し、各主体が、より望ましい環境づくりに取り組むための指針となるものです。そして、環境分野の個別計画を総括するとともに、幅広い分野において展開される各種事業・施策を、環境の面から望ましい方向へ誘導する役割を有するものでもあります。

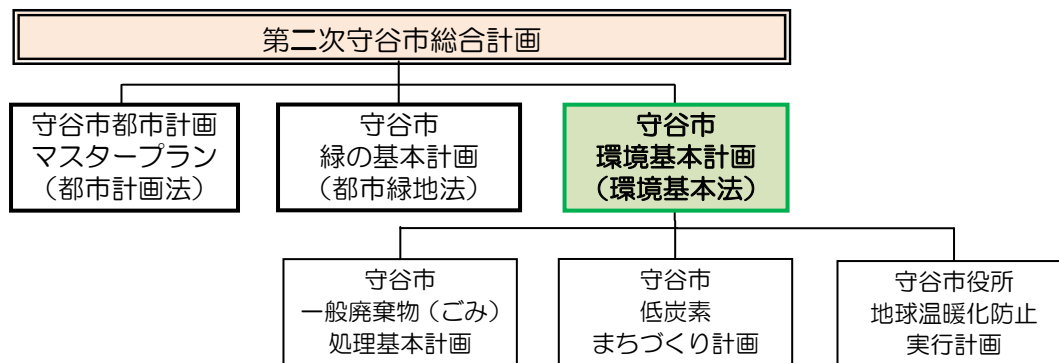
今回策定した第2次守谷市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、先の守谷市環境基本計画（計画期間：平成12年度（2000年度）から平成27年度（2015年度）まで。以下「前計画」という。）に引き続き、守谷市の環境保全を市民（通勤・通学・滞在者、市民団体を含む。以下同じ。）、事業者、市が一体となって、総合的、計画的に推進していくことを目的としています。

～基本条例 4つの基本理念（第3条）～

- ① 環境の保全は、現在及び将来の世代の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受するとともに、人類の存続基盤である地球環境を良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に推進されなければならない。
- ② 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下で、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない循環型社会が実現されるよう推進されなければならない。
- ③ 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ④ 環境の保全は、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等との調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。

1-2 計画の位置付け

環境基本計画は、守谷市における全ての計画の上位計画として位置付けられる「第二次守谷市総合計画」（以下「総合計画」という。）に即する、環境面の総合的な基本計画です。また、守谷市のまちづくりの基本方針である「守谷市都市計画マスタープラン」や緑のオープンスペースに関する総合的な計画「守谷市緑の基本計画」などとの整合を図ります。



1-3 計画の期間

計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。

なお、社会環境や行政課題などの変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

1-4 計画の対象

対象地域は、守谷市全域です。

また、対象とする分野は、「自然環境」、「生活環境」、「環境活動」です。

○自然環境

自然環境の保全、耕作放棄地、固有生態系の維持、地球温暖化の防止など

○生活環境

公害問題、放射能問題、環境美化活動、空き家問題、ごみ減量化など

○環境活動

環境教育、環境学習、市民団体による里地・里山の保全活動など

1-5 計画の推進主体

本計画では、市民や事業者など市に関わる全ての方々を推進主体とします。さらに、市域を超えて広域的な取組が必要となる場合には、国、県、近隣の地方公共団体などとも連携を深めることにより本計画を推進していきます。

